

# 大規模な土地取引には 届け出が必要です

土地は限られた資源であり、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。

そのため、国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の土地の取り引きをしたときは、知事に届け出なければならないことになっています。

## 一定面積以上の土地について、 売買などの取り引きをした場合は届け出が必要です

### 【取り引きの形態】

- 売買 ● 交換 ● 営業譲渡
- 譲渡担保 ● 代物弁済
- 現物出資 ● 共有持分の譲渡
- 地上権・賃借権の設定・譲渡
- 予約完結権・買戻権等の譲渡
- 信託受益権の譲渡
- 地位譲渡
- 第三者のためにする契約

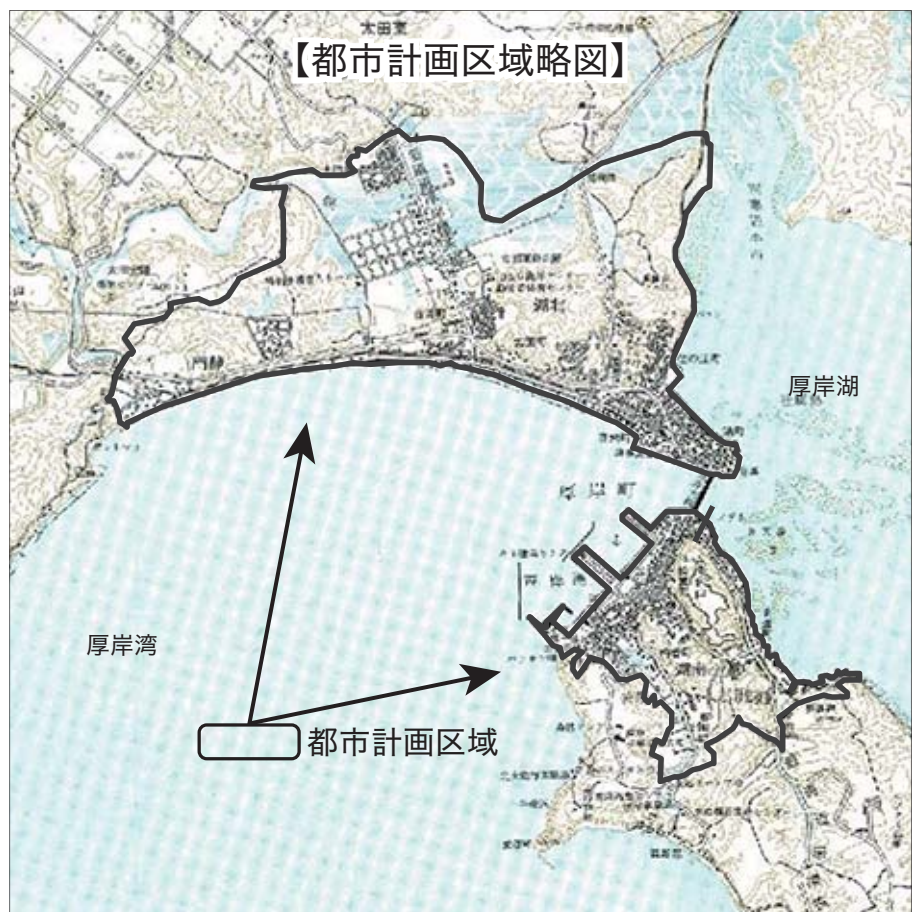
※これらの取り引きの予約である場合も届け出が必要です

### 【町内の届け出が必要な土地】

- 都市計画区域 5,000㎡以上

湾月、有明、梅香、松葉若竹、奔渡、港町、真栄住の江、山の手、宮園、白浜、門静(一部除く)、光荣(一部除く)、太田(一部)

- その他の区域 10,000㎡以上  
都市計画区域以外は『その他の区域』になります



## 届け出は契約の日から2週間以内に

土地取引に係る契約(予約を含む)をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約を結んだ日を含めて2週間以内に総合政策課政策調整係へ届け出てください。届出書は、町ホームページからダウンロードできるほか、届出窓口で配布します。

## 届け出をしないと法律で罰せられます

土地取引に係る契約(予約を含む)をした日を含めて2週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

- 問い合わせ／総合政策課政策調整係